

令和4年第8回平取町議会臨時会（開会 午前9時30分）

議長 皆さんおはようございます。只今より、令和4年第8回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は10名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、6番萱野議員と7番四戸議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、本日議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。1番櫻井議員。

1番 櫻井議員 本日、招集されました令和4年第8回平取町議会臨時会の議会運営につきましては、本日開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては、本日1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、行政報告を行います。要望経過報告について。町長。

町長 要望経過報告をいたします。要望項目でございますけれども、日高町村会、日高総合開発期成会、高規格道路日高自動車道早期建設促進期成会の要望でございまして、日高自動車道の整備促進として、厚賀静内道路の整備促進と静内三石間の計画段階評価の調査促進を重点に要望したところでございます。特に災害発生時の代替道路としての必要性、苫小牧や札幌への救急搬送の命の道などの役割を強く訴えております。あわせて地方税である固定資産税制度の堅持及び森林環境譲与税の配分方法に係る制度の見直し等についても要望してございます。要望先は道内選出国會議員、国土交通大臣、財務大臣、北海道局長ほかとなっております。要望者は日高町村会、日高総合開発期成会、高規格道路日高自動車道早期建設促進期成会として、私を含めた管内7町の町長となっております。以上、中央要望について報告させていただきます。

議長 次に、国保病院における院内クラスターの発生について。病院事務長。

病院事務長 続きまして、国保病院における院内クラスターの発生について、ご説明させていただきます。まず、経過について記載をしておりますが、11月4日、金曜日に体調不良を訴える職員がいましたことからPCR検査を実施したところ、

この職員の陽性が判明しました。翌日11月5日、土曜日の朝に体調不良を訴える職員が多数出たため、職員並びに入院患者さんに抗原検査を実施したところ、職員11名、入院患者さん7名の陽性を確認したところであり、11月7日、月曜日に北海道のほうからクラスターとして公表されております。その後、11月21日、月曜日までに入院患者様16名、職員18名の合計34名の感染を確認しております。職員18名の内訳ですが、看護師11名、看護補助者6名、薬局1名となっております。感染者の主な症状としましては、発熱、せき、倦怠感が主なものとなっております、中には無症状という方もおりました。11月21日以降、病棟では新たな感染者は出ておらず、感染が判明した看護師、看護補助者も全員が勤務に復帰し、感染した入院患者様も療養期間が11月25日の金曜日で終了してございまして、現在クラスターの解除については、静内保健所のほうで慎重に検討されているところであります。

2番目に、静内保健所による立入り検査等を記載しておりますが、職員及び入院患者様に多数の感染が判明した11月5日、土曜日の朝に静内保健所に報告をしており、当日の15時45分から静内保健所による立入り検査が実施されております。主な指導内容としましては、感染が病棟内で起きていることから、病棟内をゾーン分けと言いまして、病棟における危険なゾーン、安全なゾーンのゾーニングの指導、並びに記載のとおり指導を受けているところであります。その後、11月8日、火曜日に静内保健所、道庁とのウェブ会議にて、現状の確認、外来の再開時期について協議をさせていただいております。また、11月8日、火曜日の14時30分から静内保健所による2回目の病棟立入り検査が実施され、11月5日の日に指導を受けましたゾーニングの再確認が行われております。

3番目に、公表状況について記載しておりますが、公表状況につきましては記載のとおりとなっており、主に町のホームページ、まちだよりを通じて町民の方に周知を図っているところであります。外来診療につきましては、11月14日、月曜日から診療を再開しており、救急の受入れにつきましても、11月14日から日中の受入れを再開し、夜間、休日においても、できるだけ救急患者様は受けておりますが、当院での新規の入院が難しい状況であることから、状況によっては門別国保病院のほうへ受入れ要請するという準備をしてまいりました。このたびの院内クラスターの発生については、感染した患者様及びそのご家族様、町民の皆様にご心配ご迷惑をおかけする事態になってしまったことを深くおわび申し上げます。現在静内保健所の指導のもと、新たな感染者を出さないという気持ちで職員一同業務に取り組んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、国保病院における院内クラスターの説明は終了します。

議長

以上で、2件の行政報告を終了いたします。

日程第4、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

てを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。ご説明に当たりまして、本日お配りいたしました資料に基づきましてご説明いたしますので資料をご覧ください。はじめに、表の左側、職員の給与に関する人事院勧告についてご説明いたします。本年度の人事院勧告は、令和4年8月8日に提出されました。勧告の骨子ですが、民間給与との格差について月例給は、平均年齢42.7歳で比較した場合921円、0.23%。ボーナスは民間4.41月に対して公務員は4.3月となっております。給与改定の内容と考え方ですが、民間給与との格差を解消するため、給与、ボーナスとも引上げの改定となっております。給料表については、改定率平均で0.3%の引上げとなっております。初任給が民間との間に差があることを踏まえまして、大卒程度で3000円、高卒者で4000円の引上げ、また20歳代半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう30歳代半ばまでの職員が在籍する号俸について改定されております。ボーナスにつきましては、年4.3月分から4.4月分と0.1月分の引上げとなり、勤勉手当を年0.1月引上げする勧告となっております。実施次期につきましては、月例給は令和4年4月1日、ボーナスについては法律の公布日とされました。

次に、町の措置方針ですけれども、表の右側に記載させていただいているとおり、職員の給与改定に当たりましては、町は従来から国家公務員給与に関する人事院勧告の内容を尊重してきた経緯がありますので、本年度につきましても同様に措置する方針で、表の左側で説明しました人事院勧告の内容と同じ内容の改定を行おうとするもので、人事院勧告に伴う職員給与条例の一部を改正する条例案は、国家公務員の改正法案が去る11月11日に成立したことから、本臨時会に提案するものでございます。なお、日高管内各町とも同様の方針で改正する予定となっております。本条例による改正内容でございますけれども、議案の2ページをご覧ください。まず、令和4年12月の勤勉手当について、一般職は100分の95を100分の105に、再任用職員は100分の45を100分の50に改め、令和5年4月1日からは、6月、12月の勤勉手当について、一般職は100分の100、再任用職員は100分の47.5にそれぞれ改めようとするものでございます。また、給料表につきましては、5ページから11ページのとおり改正するものでございます。

以上、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第4、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第2号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく  
り課長

議案書の12ページ、議案第2号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案理由と変更内容をご説明申し上げます。記載のとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、平取町過疎地域持続的発展市町村計画を変更しようとするものです。なお、以降の説明において、平取町過疎地域持続的発展市町村計画を過疎計画と省略し、ご説明申し上げます。過疎計画の変更につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び事務処理要領に基づき、事業の項目の追加や大幅な事業量の増減に伴い、計画全体に及ぼす影響が大きい変更である場合については、あらかじめ知事との協議を行った後、議会の議決をいただくこととなっております。この度、該当する事案における北海道知事との協議について、令和4年10月11日付けで異議なしの回答がありましたので、過疎計画の変更についてお諮りし、議会の議決を得ようとするものです。次に変更内容について説明いたしますので、議案書の13ページをお開きください。6、生活環境の整備(3)計画の表中、事業名施設名に(6)公営住宅における事業内容欄から職員住宅解体事業と町有居住用建物整備解体事業を削除し、同じく生活環境の整備(3)計画の表中、事業名説明に(7)過疎地域持続的発展特別事業、危険施設撤去を新たに追加し、事業内容を議案に記載のとおり追加するものです。ハード事業として(6)公営住宅に位置づけていた職員住宅解体事業と町有居住用建物整備解体事業を、継続して実施するソフト事業(7)過疎地域持続的発展特別事業危険施設撤去として位置づけを改めようとするものです。続いて議案書14ページ、7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉向上及び増進(3)計画の表中、事業名施設名に(5)障害者福祉施設、その他を追加し、事業内容に議案のとおりグループホーム整備事業を追加するものです。9月議会において予算を補正した事業の位置づけになります。続いて同じく議案書14ページの中段、9、教育の振興(3)計画の表中、事業名説明(1)学校教育関連施設、教職員住宅の事業内容から教員住宅解体事業を削除し、同じく9、教育の振興(3)計画の表中、事業名施設名(4)過疎地域持続的発展特別事業、その他の事業内容として教員住宅解体事業を追加するものです。生活環境の整備における公営住宅と同様に、過疎のハード事業として位置づけていた事業を、過疎ソフト事業である過疎地域持続的発展特別事業にその位置づけを改めようとするものです。続いて議案書15ページ、9、教育

の振興（３）計画の表中、事業内容における中央公民館整備事業の下線部分について削除し、同じく９、教育の振興（３）計画の表中、事業名施設名（３）集会施設、体育施設等公民館を追加し、その事業内容を記載のとおり追加するものです。過疎ソフト事業として過疎地域持続的発展特別事業に位置づけていた当該事業を過疎のハード事業に置き換えようとするものです。議案書の１６ページ以降２０ページ目までは、過疎計画の新旧対照表となっておりますのでご参照ください。また、本日、提案箇所を変更した過疎計画を配布しておりますので併せてご参照ください。

以上、議案第２号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について提案理由と変更内容のご説明を申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第５、議案第２号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決しました。

日程第６、議案第３号、令和４年度平取町一般会計補正予算第７号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第３号、令和４年度平取町一般会計補正予算第７号につきましてご説明いたしますので、２１ページをご覧ください。令和４年度平取町一般会計補正予算第７号は次に定めるところによるものとします。第１条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ５０８５万１０００円を追加し、予算の総額を７６億８８７２万６０００円にしようとするものでございます。第２項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは歳入歳出予算の事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、３０ページをお開き願います。上段、２款１項３目財産管理費１４節工事請負費、５９万円の減額でございます。これは、職員住宅や町有建物の解体工事について事業が完了し、事業費が完了したことに伴い、不用額を減額するものです。また、財源について、当初予算では新型コロナな交付金を充当する予定でございましたけれども、過年度に同様の事業を実施しましたほかの自治体の会計検査におきまして、解体工事に充当することは適当ではないとの指摘があったことから、内閣府から交付金事業として見直しが望ましいとの連絡があったため、

解体工事に係る事業費をコロナ交付金から過疎債へ財源を振り替えるものでございます。次に、下段、3款1項1目社会福祉総務費、4163万1000円の追加でございます。一つは新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、電力、ガス、食料品等の価格高騰により、家計への負担が大きい低所得者世帯に対して、国で1世帯当たり5万円の緊急支援給付金を支給することに伴う費用の増加で、事業費の全額が国から補助金として交付されます。二つ目は新型コロナの影響が長期化する中、物価上昇による負担増となっている社会福祉施設等の給食費、燃料費、電気料の一部に対して助成するもので、令和3年10月から令和4年3月までの給食費、燃料費、電気料の負担増加分の2分の1を社会福祉施設等物価上昇軽減補助金として補助するものでございます。三つ目は新型コロナの感染拡大を防止するため、感染防止対策を行う社会福祉法人に対して補助金を交付するもので、障害者支援施設すずらんのエアコン設置に係る経費に対して、感染症予防対策事業補助金として補助するものでございます。二つ目と三つ目の事業につきましては、新型コロナ交付金を充当するものでございます。補正の内訳は、10節需用費、消耗品費20万円。11節役務費、通信運搬費23万4000円。12節委託料、55万円をそれぞれ追加し、これは低所得世帯に対する緊急支援給付金の支給に係る消耗品、郵送料、システム改修費となっております。18節負担金補助及び交付金、4064万7000円の追加でございます。低所得世帯に対する電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金といたしまして、非課税世帯758世帯、家計急変世帯1世帯、合わせて759世帯分の掛ける5万円ということで、3795万円を見込んでおります。また、社会福祉施設等物価上昇軽減補助金として144万7000円、感染症予防対策事業補助金として125万円を計上しております。

次に31ページ、3款1項2目老人福祉費18節負担金補助及び交付金、579万8000円の追加です。一つは新型コロナの影響が長期化する中、物価上昇により負担増となっている介護保険施設等の給食費、燃料費、電気料の一部に対して助成するもので、令和3年10月から令和4年3月までのこれらの負担増加分の2分の1を、社会福祉費社会福祉施設等物価上昇軽減補助金として221万4000円。それから二つ目としましては新型コロナの感染拡大を防止するため、感染防止対策を行う社会福祉法人に対して支援金を交付するもので、かつら園、デイサービスセンター、こころのホームのエアコンなどの設置に係る経費に対して、感染症予防対策事業補助金として358万4000円を計上しております。財源につきましては、全額、新型コロナ交付金を充当するものでございます。次に32ページ、4款1項2目予防費401万2000円の追加でございます。これは、新型コロナのコロナワクチンの接種について、当初予算では令和4年9月までの接種期間として計上しておりましたが、オミクロン株対応ワクチン等の全額公費負担による特例臨時接種期間が令和5年3月31日まで延長されたため、その実施に伴う追加費用を増額するものです。また、昨年度のワクチン接種体制確保事業に係る補助金の確定により返還金が

生じたものでございます。補正の内訳は、2節給料、98万5000円の増額。これはワクチン接種関係の会計年度職員の給料でございます。3節職員手当、132万4000円の減額。これは期間延長に伴う期末手当の増と休日分の時間外勤務手当、会計年度任用職員の通勤手当の減額、その差引きで減額となっております。4節共済費、22万4000円の増額。これは会計年度任用職員の社会保険料でございます。8節旅費、62万6000円の減額。これは町外のワクチン接種従事者に対する費用弁償の減額となります。10節需用費、27万5000円の増額。感染予防用品等の購入に係る経費となります。11節役務費、59万5000円の増額。主にワクチン接種の案内発送にかかる郵送料などでございます。12節委託料、125万2000円の増額。期間延長に伴うワクチン接種業務委託料の増額でございます。22節償還金利子及び割引料、263万1000円の追加です。令和3年度の新型コロナウイルス接種体制確保事業補助金の確定に伴い、超過交付分を返還するものでございます。財源につきましては、国庫負担金と前年度繰越金を充当することとしております。次に33ページ上段、6款1項1目商工総務費12節委託料、440万円の追加と、24節積立金、440万円の減額でございます。これは、現在ふるさと納税の寄附額が伸び悩んでいることから、アドバイザー業務委託により、ふるさと納税のPRや返礼品のメニュー、ウェブサイト等を見直し、寄附額の増を図るとともに、町の課題や活性化策などを検討するため、積立金の予算の一部を委託料へ組み替えるものでございます。次に下段、7款4項3目住宅建設費ですが、当初予算で予定しておりました公営住宅建設事業に係る国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきまして、新築工事に係る補助率が当初算定より減額となったため、国庫補助金の減額分750万円を地方債へ財源振替するものでございます。次に34ページ、9款2項1目学校管理費ですけれども、当初予算で予定しておりました教職員住宅の解体工事について、先ほど30ページでご説明いたしました職員住宅等の解体工事と同様、当初予算では新型コロナ交付金を充当する予定でございましたけれども、会計検査において交付金を充当することが適当ではないとの指摘があったことから、工事請負費のうち、新型コロナ交付金を充当する予定でありました400万円を過疎債へ財源振替するものでございます。歳出については以上です。

次に歳入につきましてご説明いたしますので、25ページをお開きください。上段、15款1項2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金、387万8000円の増額です。これは、歳出32ページでご説明いたしました新型コロナウイルスワクチンの接種に係る経費について、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金として交付されるものでございます。続いて下段、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、170万5000円を減額するものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業につきまして、歳出でご説明いたしました職員住宅等の建物と教職員住宅の解体工事の財源として見込んでおりました1020万円を減額すると

ともに、歳出30ページと31ページでご説明しました社会福祉施設等物価上昇軽減補助金と感染症予防対策事業補助金を合わせた849万5000円を増額し、その差額分の減額となっております。次に26ページ上段、15款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金、3893万4000円の増額です。これは、歳出30ページでご説明いたしました低所得者世帯に対する電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係る経費の全額について、補助金が交付されるものでございます。次に下段、15款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、68万8000円の減額です。これは、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事務経費等につきまして、期間延長による増加分と当初見込みの休日接種や接種回数の減による減額分を精査しまして、全体で減額となるものでございます。次に、27ページ上段、15款2項4目土木費国庫補助金2節住宅建設費補助金、750万円の減額です。これは、歳出33ページで説明したとおり、公営住宅建設事業に係る社会資本整備総合交付金が当初算定より減額になったものでございます。次に下段、20款1項1目繰越金1節繰越金、83万2000円の増額です。今回の補正財源について特定財源を充当し、さらに不足する財源を前年度繰越金に求めるものでございます。次に28ページ上段、22款1項1目総務債1節総務債、560万円の増額です。これは、歳出30ページで説明いたしました職員住宅と町有建物の解体工事について、新型コロナ交付金を充当することが望ましくないとの指摘を受け、過疎債に振り替えるものでございます。下段、22款1項5目土木債3節住宅債、750万円の増額です。これは、歳入27ページでご説明しました社会資本整備総合交付金が減額されたことにより、その財源を公営住宅建設事業債に振り替えるものでございます。次に29ページ、22款1項7目教育債1節教育債、400万円の増額です。これは歳出34ページで説明いたしました教職員住宅解体工事について、新型コロナ交付金を充当することが望ましくないとの指摘を受け、過疎債へ振り変えるものでございます。歳入歳出予算、事項別明細書については以上でございます。次に、23ページの第2表地方債補正をご覧ください。第2表地方債補正は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっております。先ほど歳入及び歳出でご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は、職員住宅解体事業ほか3事業でありまして、補正前と補正後における減額については記載のとおりであります。その限度額総額を8億6350万円から8億8060万円に変更するものです。次に、35ページをお開きください。地方債の前々年度における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書については、前々年度の令和2年度の現在高、前年度の令和3年度末の現在高見込額、並びに当該年度令和4年度末の現在高見込額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上、議案第3号、令和4年度平取町一般会計補正予算第7号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。



議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第3号、令和4年の平取町一般会計補正予算第7号は原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。

議案3件で、原案可決3件となっています。

以上で全日程を終了しましたので、令和4年第8回平取町議会臨時会を閉会いたします。

なお、この後10時20分から議場におきまして議員全員協議会を開催しますので、出席をよろしく願います。

(閉会 午前10時10分)